

●天満地区 補助要件等

| 補助金の交付を受けるための要件 | | | 補助率 | 一敷地あたりの限度額 | 備考 | |
|-----------------|--|--------------------------------|--|------------|-------|-----------------------|
| 対 象 | 内 容 | | | | | |
| 『しなげん』 | 建築物 (新築も含む) | 主として道路等に面する部分で、通常望見できる範囲 | 修景基準表①－基準1に定める項目をすべて満たすこと | 2/3 | 450万円 | |
| | | | 修景基準表①－基準2に定める項目をすべて満たすこと | 2/3 | 250万円 | |
| | | | 建物全体として著しくまちなみを阻害しておらず、修景基準表②に定める項目をすべて満たすこと (まちなみの魅力向上に大きく寄与すると認められるものに限る) | 2/3 | 250万円 | 補助金の対象となる範囲は1階及び2階に限る |
| | 塀等 (駐車場等、敷地に建物が存在しない場合) | 主として道路等に面する部分で、通常望見できる範囲 | 修景基準表③に定める項目をすべて満たすこと | 2/3 | 150万円 | |
| 『よそおっ』 | 建築物 (新築も含む) ※天満地区のまちなみ形成上必要なものとして、地域(HOPEゾーン協議会)と調整がなされたもの | 主として1階の道路等に面する部分で、通常望見できる範囲 | 修景基準表④に定める項目をすべて満たし、「まちなみガイドライン」に沿って修景すること | 2/3 | 200万円 | |
| | | 主として別図に定める路線Aに面する部分で、通常望見できる範囲 | | 2/3 | 450万円 | 補助金の対象となる範囲は3階以下に限る |
| | 建築物等に付随するオープンスペース | 主として道路等に面する部分で、通常望見できる範囲 | 修景基準表⑤に定める項目をすべて満たすこと | 2/3 | 150万円 | |

注(1)アーケード側面建築物の「外壁」「開口部」「軒裏」は防火構造とすること。

(2)別図に定める路線Bに面する敷地の水辺側(以下、「水辺に面する部分」)については、路線Bの道路面より下の階は地下1階とする。

別図



| | | | | |
|----|-------|--------------|-------------|-------------|
| 凡例 | | 本図において定める路線A | - · - · - · | HOPEゾーン事業区域 |
| | - - - | 本図において定める路線B | | |

修景基準表①【伝統的な様式の建築物】

| 項目 | 基準 1 | 基準 2 | |
|----------------|--|---|---|
| 基本 | 素材 | 伝統的な素材や自然素材を優先する。やむを得ない場合は、材質や質感が伝統的な様式に調和する建材を用いる。 | |
| | 色彩 | 落ち着いた色彩を基調とする。 | |
| | 外観 輪郭 | パラペットや看板などで覆わず、伝統的な様式の建物の外観や輪郭を保全・継承する。店舗等で現代的なデザインを用いる場合は、原則とし1階軒庇以下の部分に限ることとし、伝統的な様式と調和するように配慮する。 | |
| 部位 | 屋根 | 切妻造若しくは入母屋造の平入りを原則とし、伝統的な屋根勾配の本瓦葺とする。ただし、新築、又は現況が本瓦葺でない場合は、この限りでない。 | 切妻造若しくは入母屋造の平入りを原則とし、伝統的な屋根勾配の和瓦葺きとする。 |
| | 軒 庇・ 軒下 | 1階部分には伝統的な様式（位置・形態・意匠など）を取り入れた和瓦葺の軒庇を設け、軒下空間をつくる。犬走りは、たたきや石敷など、伝統的な床仕上を保全・継承する。また、溝蓋もデザインが伝統的な様式と調和するよう配慮する。 | |
| | 軒 裏・ 壁面 | 壁面位置、形態・意匠は伝統的な様式を保全・継承する。漆喰塗込・漆喰塗や銅板巻・銅板貼などの伝統的な様式を用いる。また、本卯建や伝統的な袖卯建をあげるなど伝統的な様式を用いる。 | 2階の軒裏は、伝統的な様式を取り入れる。壁面位置、形態・意匠は伝統的な様式を保全・継承する。具体的には、2階部分はよらい仕上げ風、1階腰壁部分を石貼や板貼などとする。 |
| | 開口 部 | 窓や出入口の位置、形態・意匠は伝統的な様式を保全・継承する。やむを得ず金属サッシを用いる場合は、格子の内側に設けたり、目立たない色彩とするなどして工夫する。スチールシャッターの使用は極力避ける。 | 伝統的な様式を取り入れた工夫をする。やむを得ず金属サッシを用いる場合は、格子の内側に設けたり、目立たない色彩とするなどして工夫する。スチールシャッターの使用は極力避ける。 |
| | 樋 | 伝統的な様式を取り入れ、銅製を基本とする。 | 伝統的な様式を取り入れた工夫をする。 |
| | 看板 | 看板を設置する場合は形態、デザイン、設置場所などに配慮する。けばけばしい色彩や点滅式の電飾サインは使用しない。 | |
| | しっ らい | しっらい空間（※）を設ける場合は、通りに面した軒下空間に配置し、デザインは伝統的な様式を保全・継承する。軒下に、幔幕や提灯などのしっらいを取り付ける器具を設置し、祭礼時にはしっらいを施す。 ※しっらい空間とは、「天満地区HOPEゾーン事業 まちなみガイドライン」に示す、天満や四季にちなんだ展示を行なう空間として、通りから基本的に常時見えるよう設置されたものいう。 | |
| | 門・ 塀 | 漆喰塗や和瓦葺とする、腰板を貼るなど伝統的な様式を用いる。 | 瓦屋根や真壁風壁面など、伝統的な様式を取り入れる工夫をする。 |
| | 建築 設備 | 空調室外機・設備メーター・配管などの建物に付属する設備は、原則として、通りから見えない位置に設置・移設する。やむを得ない場合は、木製格子などで覆う、目立たない色彩とするなど建物の雰囲気やまちなみと調和するように配慮する。 | |
| その 他 付帯物 | 自動販売機、ゴミ置き場などは、原則として、通りに面して設置しない。やむを得ない場合は、建物の外観を阻害せず、まちなみと調和するようにデザインを工夫する。 | | |

注：伝統的な様式の建物の修景整備にあたっては、その本来の様式の復元を優先する。また、法令による規定や構造上の問題などにより、基準に定める修景整備ができないと認められる場合は、建物全

体のバランスや雰囲気・まちなみとの調和が図られる範囲で基準を緩和することができる。

修景基準表②【低層部分に伝統的な様式を取り入れた建築物】

| 項目 | | 基準 |
|----|---------|--|
| 基本 | 素材 | 伝統的な素材や自然素材を用いる。又は、材質や質感が伝統的な様式に調和する建材を用いる。 |
| | 色彩 | 落ち着いた色彩を基調とする。 |
| | 外観 | 建物の低層部分は、伝統的な様式の建物の外観を継承する。 店舗等で現代的なデザインを用いる場合は、原則として1階軒庇以下の部分に限ることとし、伝統的な様式と調和するよう配慮する。 |
| | 配置 | 通りに面して建物低層部分を配置し、まちなみの連続性をつくるように配慮する。やむを得ない場合は、まちなみを分断しないように敷地際のデザインを工夫する。 |
| 部位 | 軒庇・軒裏 | 1階と2階に和瓦葺の軒庇を設けて軒下空間を確保し、まちなみの連続性をつくる。軒の高さは、周辺の伝統的な様式の建物等とそろえ、軒裏に伝統的な様式を取り入れるなどの工夫する。犬走りは、たたきや石敷など、伝統的な床仕上を保全・継承する。また、溝蓋もデザインが伝統的な様式と調和するよう配慮する。 |
| | 壁面 | デザインを、漆喰塗調や腰板風にするなど、伝統的な様式を取り入れる工夫をする。また、よろい仕上げ風のラインを入れるなど、大きな壁面を作らないよう工夫をする。 |
| | 開口部 | 窓や出入口の位置、形態・意匠は、伝統的な様式と調和するよう配慮する。金属サッシを用いる場合は、目立たない色彩とするなどして工夫する。通常閉鎖している開口部へのシャッターの使用は極力避ける。 |
| | 看板 | 看板を設置する場合は形態、デザイン、設置場所などに配慮する。けばけばしい色彩や点滅式の電飾サインは使用しない。 |
| | しつらい | しつらい空間（※）を設ける場合は、通りに面した軒下空間に配置し、デザインは伝統的な様式を取り入れる工夫をする。軒下に、幔幕や提灯などのしつらいを取り付ける器具を設置し、祭礼時にはしつらいを施す。 ※しつらい空間とは、「天満地区HOPEゾーン事業 まちなみガイドライン」に示す、天満や四季にちなんだ展示を行なう空間として、通りから基本的に常時見えるよう設置されたものいう。 |
| | 建築設備 | 空調室外機・設備メーター・配管などの建物に付属する設備は、原則として、通りから見えない位置に設置・移設する。やむを得ない場合は、格子などで覆う、目立たない色彩とするなど建物の雰囲気やまちなみと調和するよう配慮する。 |
| | その他付帯物等 | 自動販売機、ゴミ置き場などは、原則として、通りに面して設置しない。やむを得ない場合は、建物の外観を阻害せず、まちなみと調和するようデザインを工夫する。 |

修景基準表③【塀等】

| 項目 | 基準 |
|------------|--|
| 配置 | 駐車場等には、通りに面して塀などを設け、まちなみの連続性に配慮する。 |
| 色彩・素材・デザイン | 瓦屋根や真壁風壁面など、伝統的な様式を取り入れる工夫をする。コンクリートブロックや金属類が露出することは避け、自然素材やまちなみに調和した建材を用いる。 |

| | |
|----|-------------------------------|
| 舗装 | 敷際に近い舗装は、自然素材やこれに近い建材・色彩を用いる。 |
|----|-------------------------------|

修景基準表④【玄関まわりを演出した建築物】

<基本的に満たすこと>

- ①まちなみとの調和に配慮しながら「和」の要素を取り入れる
- ②玄関まわりを看板や敷際などのおそろいの要素でそろえる
- ③通りに面してしつらい空間を設ける
- ④建物のデザインを工夫して、隣接する建物と横のラインをつなげる

| 項目 | | 基準 |
|-------|-------|---|
| 基本 | 素材 | しつらいを整え、まちなみを装うために、伝統的な素材や自然素材を用いる。又は、材質や質感について、通りのまちなみに調和する建材を用いる。 |
| | 色彩 | しつらいを整え、まちなみを装うために、落ち着いた色彩を基調とする。ただし、看板など部分的なものについては、まちなみのポイントとなるよう彩度の高い色を用いることができる。 |
| | 配置 | しつらいを整え、まちなみを装うために、通りに面して建物低層部を配置し、開口部を設けるなど、まちなみの連続性をつくるように配慮する。また、玄関まわりにガラス張りのしつらい空間を設ける。 |
| 部位 | 壁面 | しつらいを整え、まちなみを装うために、壁面位置は、できるだけ周辺の建物とそろえる。 デザインは、格子を設置する、漆喰塗調にするなど「和」の要素を取り入れたり、壁面に緑化などを取り入れる工夫をする。 |
| | 開口部 | しつらいを整え、まちなみを装うために、窓や出入口の位置、形態・意匠などは、格子など「和」の要素を取り入れる。通常閉鎖している開口部へのシャッターの使用は極力避ける。 |
| | 建築設備 | しつらいを整え、まちなみを装うために、空調室外機・設備メーター・配管などの建物に付属する設備は、原則として、通りから見えない位置に設置・移設する。やむを得ない場合は、格子などで覆う、目立たない色彩とするなど配慮する。 |
| 玄関まわり | しつらい | しつらいを整え、まちなみを装うために、しつらい空間（※）のデザインは伝統的な様式を取り入れるなど創意工夫する。また、金属などの材料を用いる場合は、目立たない色彩とするなど工夫する。 1階部分に軒庇を設けるなど、幔幕や提灯などのしつらいがふさわしくなるような工夫をし、祭礼時や季節毎のしつらいを施す。 ※しつらい空間とは、「天満地区HOPEゾーン事業 まちなみガイドライン」に示す、天満や四季にちなんだ展示を行なう空間として、通りから基本的に常時見えるよう設置されたものいう。 |
| | 看板・表札 | しつらいを整え、まちなみを装うために、固定式の看板暖簾とする、天満ガラスを用いた看板とするなど、天満らしさを演出するよう素材、形態、デザイン、設置場所などを工夫する。 |
| | 敷際 | しつらいを整え、まちなみを装うために、入口付近を石畳風仕上げにするなど、天満らしさを演出するよう工夫する。 |
| | その他 | しつらいを整え、まちなみを装うために、自動販売機、ゴミ置き場、駐輪場などは、原則として通りに面して設置しない。やむを得ない場合は、建物の外観を阻害せず、通りのまちなみと調和するようにデザインを工夫する。 |

修景基準表⑤【建築物等に付随するオープンスペース】

| 項目 | 基準 |
|--------|--|
| 規模・配置等 | 道路とのつながりや見え方、まちなみの連続性やバランスに配慮し、規模や配置デザインなどを工夫する。原則として、広く一般に開かれたものとする。 |
| 舗装 | 石畳仕上げを基本とし、やむを得ない場合は、色合いや風合いが自然素材に近いものを用いる。お地蔵さんなど周辺のポイントとなる部分の仕上げは、まちなみに趣を与えるよう工夫する。 |
| 付帯物等 | 祭りの際に見物の場として利用できるベンチや地域や祭りに関する情報を掲示できる掲示板の設置など、祭りを楽しむ場として活用できるような工夫や、「両側町」「旧筋名」等の通りの歴史を演出、情報発信する工夫を行う。また、植栽・塀・柵はそれらと調和させるよう工夫する。 |
| しつらい | 建物の1階部分に軒庇を設けるなど、幔幕や提灯などのしつらいがふさわしくなるような工夫をし、祭礼時にはしつらいを施すよう心がける。 |